

丸紅株式会社、株式会社大林組及びエコ・パワー株式会社「（仮称）秋田港洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年8月5日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、（仮称）秋田港洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、丸紅株式会社、株式会社大林組及びエコ・パワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県秋田市 秋田港湾区域内
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大70,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成27年 8月21日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成27年10月30日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成27年11月13日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成28年 3月 1日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成28年 4月25日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	平成28年 7月13日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成28年 8月 5日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀
電話：03-3501-1742（直通）

丸紅株式会社、株式会社大林組及びエコ・パワー株式会社「(仮称) 秋田港洋上
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価すること。
2. 事業の実施に伴う海域に生育する植物への影響について、必要に応じて現地調査の測線を防波堤の方向に延長する等、海草藻類の生育状況を適切に把握した上で、適切に予測及び評価すること。